

## 令和3年由仁町議会第3回臨時会 第1号

令和3年5月17日（月）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - 1、会務報告
  - 2、例月出納検査報告
- 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について  
(由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 5 承認第 2号 専決処分した事件の承認について  
(令和2年度由仁町一般会計補正予算について)
- 6 承認第 3号 専決処分した事件の承認について  
(令和2年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について)
- 7 承認第 4号 専決処分した事件の承認について  
(令和3年度由仁町一般会計補正予算について)
- 8 議案第 1号 由仁町集落センター設置条例を廃止する条例について
- 9 議案第 2号 令和3年度由仁町一般会計補正予算について
- 10 議案第 3号 令和3年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 11 議案第 4号 由仁町公営住宅北栄団地5号棟建替工事請負契約の締結について
- 12 議員定数及び 議員定数及び議会組織の見直しに関する審査特別委員会報告書につ  
議会組織の いて  
見直しに  
関する審査  
特別委員会  
報告第 1号
- 13 常任委員会委員の選任について
- 14 議会運営委員会委員の選任について
- 15 会議案第1号 議会広報特別委員会の設置について
- 16 議席の変更指定について

### ○追加日程

- 17 議長の常任委員会委員の辞任について
- 18 産業厚生常任委員会委員の補欠選任について
- 19 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（10名）

議長 10番 熊 林 和 男 君  
1番 大 畠 敏 弘 君  
3番 早 坂 寿 博 君  
5番 浮 田 孝 雄 君  
7番 大 竹 登 君

副議長 9番 後 藤 篤 人 君  
2番 加 藤 重 夫 君  
4番 羽 賀 直 文 君  
6番 平 中 利 昌 君  
8番 佐 藤 英 司 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	野	島		健
地	域	活	菊	地	和	夫
住	民	課	中	島		哲
産	業	振	納	口	浩	昭
保	健	福	中	道	康	彦
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	山	影	寿	幸
町	立	診	安	達		智
教	育	課	泉		陵	平
農	業	委	川	原	田	直
員	会	事				人
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	河	合	高	弘	君
主		査	濱	道	義	繼	君
主		事	清	水	香	葉	子
							君

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、令和3年由仁町議会第3回臨時会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 大竹君、8番 佐藤君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和2年度2月分、3月分、4月分及び令和3年度4月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おきいただきたいと思ひます。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（熊林和男君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について（由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 承認第1号、由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し述べます。

このたびの提案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君） 承認第1号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであり、令和3年4月1日の施行日に間に合わせるため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

説明は新旧対照表で行いますが、条例の改正内容を簡略化して一覧にしたものを承認第1号資料1としてお手元に配付しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、承認第1号資料2、由仁町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表を御覧ください。右欄が改正前の条例、左欄が改正後であります。

初めに、第35条の3の2第4項は、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に関する改正で、従来必要とされていた所轄税務署長の承認を廃止するものであります。

続く第35条の3の3第4項も同様の改正であります。こちらは公的年金等受給者に関する改正であります。

次のページをお開きください。第52条の8第1項第1号の改正は、項の追加に伴い、退職所得申告書の定義に係る規定を改めるものであります。

続く第52条の9は、項の追加で、退職所得申告書の電子提出を可能とする規定を追加するものであります。

次のページをお開きください。第80条の4は、読替えの対象となる準用規定の追加であります。

続きまして、改正前の附則第10条の2第1項の削除は、令和2年度末で期限を迎えた生産性向上特別措置法に基づく課税標準の特例措置を廃止するものであります。

改正前の附則第10条の2第2項の改正は、新型コロナウイルス禍において導入した先端設備等に該当する家屋及び構築物に関する課税標準の特例措置について内容の一部見直しを行った上で期限を令和5年3月31日まで延長するもので、第1項を削除したことに伴い、改正後の条例では第2項を第10条の2とするものであります。

次のページをお開きください。附則第11条から7ページの附則第14条までは、令和2年度を期限としておりました土地の価格及び固定資産税の特例を令和5年度まで延長することに伴う改正であります。

7ページになります。7ページから次の8ページにかけましての附則第15条の改正は、特別土地保有税の課税特例の適用年度を令和5年度まで延長するものであります。

8ページの中段、附則第15条の2の改正は、令和3年3月31日を期限としておりました軽自動車税環境性能割の臨時的軽減期間を9か月延長するものであります。

附則第15条の2の2の改正は、読替え規定の対象となる項の追加であります。

次のページをお開きください。9ページから11ページにかけての第16条の改正は、軽自動車税種別割の税率特例の規定で、車種を限定した上で2年間延長するものであります。

11ページを御覧ください。11ページの附則第16条の2の改正は、法改正による項ずれの整理であります。

次のページをお開きください。12ページの附則第25条の改正は、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の拡充及び延長で、新型コロナウイルス感染症の影響により住宅への入居が遅れた場合の入居期限を令和2年12月末から令和3年12月末へと拡充するとともに、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用できるとしたものであります。

続いて、第2条関係の改正であります。昨年の第2回定例会で議決をいただいた由仁町税条例等の一部を改正する条例の改正で、このたびの法改正による項ずれを整理するものであります。

15ページをお開きください。最後に附則であります。第1条は、施行期日で、この条例の施行日を令和3年4月1日とするものであります。ただし書により、新型コロナウイルス禍における先端設備等導入に係る課税標準の特例措置については、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日とするものであります。なお、本日現在法案が審議中につき、法律番号については空欄となっております。

第2条第1項及び第2項は、町民税に係る経過措置で、改正後の条例は施行日以後の申告書に記載すべき事項について適用することとし、施行日前の申告書については従前の例によるものとするものであります。

第3条は、固定資産税に係る経過措置で、第1項は改正後の条例は令和3年度以後の固定資産税に適用することとし、令和2年度分までは従前の例によるものとするものであります。

次のページをお開きください。第2項は、生産性向上特別措置法に基づく特例の経過措置で、このたびの改正により条例は廃止となりますが、令和3年3月31日以前に取得した設備等については従前の例によるものとするものであります。

続きまして、第3項は、改正前のコロナ禍における先端設備等導入に係る経過措置で、令和3年3月31日以前に取得した設備等については従前の例によるものとするものであります。

次のページにかけての第4項は、改正後のコロナ禍における先端設備等導入に係る特例措置の規定で、改正後の規定は令和3年4月1日以降に取得した設備に対する翌年度分の固定資産税から適用するものであります。

17ページを御覧ください。次に、第4条であります。第4条第1項は、軽自動車税の環境性能割に関する経過措置で、施行日前に取得した3輪以上の軽自動車税環境性能割については従前の例によるものとするものであります。

第2項は、軽自動車税の種別割に関する経過措置で、改正後の条例による軽自動車税種別割は令和3年度以後の種別割から適用するものとし、令和2年度分までの種別割につきましては従前の例によるものとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定について）は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定をいたしました。

#### ◎日程第5 承認第2号

○議長（熊林和男君） 日程第5、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和2年度由仁町一般会計補正予算について）を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 承認第2号、令和2年度由仁町一般会計補正予算を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、地方交付税及びふるさと寄附金など歳入の確定に伴うものであります。歳入が確定したことによりまして、歳出は財政調整基金積立金の増額及びふるさと基金積立金の減額などや起債等に係る財源を補正したものであり、承認第1号と同様の理由

により、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和2年度由仁町一般会計補正予算について）は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定をいたしました。

#### ◎日程第6 承認第3号

○議長（熊林和男君） 日程第6、承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和2年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について）を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 承認第3号、令和2年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の増額で、歳入では被保険者の異動等により保険料を増額したものであり、承認第1号と同様の理由により、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和2年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について）は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定をいたしました。

◎日程第7 承認第4号

○議長（熊林和男君） 日程第7、承認第4号 専決処分した事件の承認について（令和3年度由仁町一般会計補正予算について）を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 承認第4号、令和3年度由仁町一般会計補正予算を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る費用の追加などで、歳入ではこれらの財源として国庫支出金の増額及び財政調整基金を繰り入れたものであります。早急に対応する必要がありましたので、承認第1号と同様の理由により、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、副町長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第4号 専決処分した事件の承認について（令和3年度由仁町一般会計補正予算について）は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は承認することに決定をいたしました。

◎日程第8 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第8、議案第1号 由仁町集落センター設置条例を廃止する

条例についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町集落センター設置条例を廃止する条例について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、施設の老朽化等により由仁町集落センターの用途を廃止するため、条例を廃止しようとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） 議案第1号 由仁町集落センター設置条例を廃止する条例について内容の説明をいたします。

この条例は、由仁町集落センター設置条例を廃止するものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

集落センターにつきましては、国庫補助事業である新農業構造改善事業を活用し、昭和60年度に設置したものです。築35年が経過し、利用者の減少及び施設の老朽化による維持費の増嵩などの事由により、指定管理者であるJAそらち南から本施設の管理運営が困難である旨の申出があり、令和2年度末をもって指定管理者としての指定を解き、また当町といたしましても公共施設としての利用は困難であるとの判断から、民間による施設の利活用を図るべく、公募の上、集落センター利活用事業者選定委員会において本施設の利活用事業者を選定したところであります。今後は、本施設の譲渡、売却に向けた手続を進めるため、地方自治法の規定に基づき、設置条例の廃止について議会の議決を得ようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町集落センター設置条例を廃止する条例については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長(熊林和男君) 日程第9、議案第2号 令和3年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第2号 令和3年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では新型コロナウイルス対応地方創生由仁町実施計画事業費の計上及び農業関係事業費の追加で、歳入ではこれらの財源として国庫支出金や道支出金の増額及び財政調整基金から繰入れを行うものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 副町長

○副町長(田中利行君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 令和3年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

○議長（熊林和男君） 日程第10、議案第3号 令和3年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 令和3年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では新型コロナウイルス対応地方創生由仁町実施計画事業費の計上で、歳入ではこの財源を一般会計から繰入れを行うものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 令和3年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第11、議案第4号 由仁町公営住宅北栄団地5号棟建替工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 由仁町公営住宅北栄団地5号棟建替工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

由仁町公営住宅北栄団地5号棟建替工事につきましては、5月10日に入札を執行いたしました。その結果契約の相手方が決まりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、提案したところであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君） 議案第4号 由仁町公営住宅北栄団地5号棟建替工事請負契約の締結について内容の説明をいたします。

この契約は、令和3年度一般会計予算に措置しておりました町営住宅の建設について次のとおり工事請負契約を締結しようとするものであり、法令の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、由仁町公営住宅北栄団地5号棟建替工事です。契約の方法は、別紙議案第4号資料のとおり4者による指名競争入札で、第1回目の落札です。契約の金額は6,894万8,000円です。契約の相手方は、夕張郡由仁町中央297番地、川上建設株式会社代表取締役、川上晃です。

この工事は、公営住宅等長寿命化計画に基づき建設するもので、工事概要につきましては、木造平家建て、延べ床面積243.94平方メートル、1棟3戸の共同住宅で、部屋の間取りは12畳の居間兼食事室兼台所1部屋と6畳の洋室1部屋と7畳の洋室1部屋の

2LDKタイプ、3戸の住宅であります。

なお、落札率でございますが、98.2%となっております。

議決をいただきましたら直ちに本契約を締結し、完成は令和3年11月12日を予定しております。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 由仁町公営住宅北栄団地5号棟建替工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議員定数及び議会組織の見直しに関する審査特別委員会報告第1号

○議長（熊林和男君） 日程第12、議員定数及び議会組織の見直しに関する審査特別委員会報告第1号、議員定数及び議会組織の見直しに関する審査特別委員会の委員長報告を求めます。

後藤委員長

○9番（後藤篤人君） 本特別委員会は、令和2年第1回定例会最終日の3月19日に設置され、議員定数及び議会組織の見直しについて審査を行うこととしましたが、その審査結果について報告いたします。

本特別委員会は、議長を除く9名で構成し、令和2年7月31日、9月14日、10月5日、令和3年3月18日、3月30日の5回開催し、諸般の資料を参考に審査を行いました。しかしながら、コロナ禍において感染拡大防止の観点から、予定していた審査など

を十分に行えず、結論が出ないまま年度末を迎えることになってしまったことから、令和3年3月30日に開催いたしました第5回特別委員会において、予算単年度主義の原則からも令和2年度末をもって一度本委員会を閉会した上で、令和3年度に改めて特別委員会を設置し、引き続き審査を行っていくべきという意見が提出され、委員の意見の一致を見たところであります。

以上です。

○議長（熊林和男君） 以上で議員定数及び議会組織の見直しに関する審査特別委員会の委員長報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第13 常任委員会委員の選任について

○議長（熊林和男君） 日程第13、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会常任委員会委員の任期は、議会委員会条例第3条の規定により2年とされ、後任者が選任されるまでの間在任することになっております。このたび2年の任期を経過したことから、本日新たに選任するものであります。

お諮りいたします。委員会条例第7条第4項及び会議規則等運用例第65条の規定によって、常任委員の選任はあらかじめ議長が調整の上、会議に諮って指名することとなっております。議長において委員会構成について一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において委員会構成することに決定をいたしました。

各常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、総務文教常任委員会委員に羽賀君、浮田君、佐藤君、平中君、後藤君、産業厚生常任委員会委員に大畠君、早坂君、加藤君、大竹君、熊林であります。

以上のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおりそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時50分

○副議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加及び日程の順序変更

○副議長（後藤篤人君） 休憩中に議長から、産業厚生常任委員会委員の辞任をいたしたいとの申出がありました。本件については、議長が除斥されますので、副議長の下で議事を進めることといたします。

お諮りいたします。議長の常任委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第17とし、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第17とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時53分

○副議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎追加日程第17 議長の常任委員会委員の辞任について

○副議長（後藤篤人君） 追加日程第17、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当でないし、また行政実例でも議長においては辞任を認めているところでもありますので、産業厚生常任委員会委員を辞任したいとするものであります。この議長の辞任について許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、議長の産業厚生常任委員の辞任については許可することに決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時55分

○議長(熊林和男君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程の追加及び日程の順序変更

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

ただいま欠員となりました産業厚生常任委員会委員の補欠選任の件について日程に追加し、追加日程第18として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、産業厚生常任委員会委員の補欠選任の件を日程に追加し、追加日程第18として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時57分

○議長(熊林和男君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎追加日程第18 産業厚生常任委員会委員の補欠選任について

○議長(熊林和男君) 追加日程第18、産業厚生常任委員会委員の補欠選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。常任委員の補欠選任については、委員会条例第7条第4項及び会議規則等運用例第65条の規定によって、議長において指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

産業厚生常任委員に後藤君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、産業厚生常任委員会委員に後藤君を補欠選任することに決定をいたしました。

これから休憩いたしますので、休憩中に各常任委員会では委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩中に各常任委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の元に参りましたので、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に羽賀君、副委員長に平中君、産業厚生常任委員会委員長に大竹君、副委員長に大島君であります。

以上で委員長、副委員長の報告を終わります。

#### ◎日程第14 議会運営委員会委員の選任について

○議長（熊林和男君） 日程第14、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の任期は、議会委員会条例第3条第2項の規定により2年とされ、後任者が選任されるまでの間在任することとなっております。このたび2年の任期を経過したことから、本日新たに選任するものであります。

お諮りいたします。議会委員会条例第7条第4項及び会議規則等運用例第66条及び議会運営委員会内規第3条の規定により、議会運営委員会委員の選任はあらかじめ議長が調整の上、会議に諮って指名することとなっておりますので、議長において委員会構成について一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において委員会構成することに決定をいたしました。

議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、早坂君、羽賀君、平中君、大竹君、後藤君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5名を議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

○議長(熊林和男君) 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会において委員長及び副委員長の選出が行われ、その結果が議長の元に参りましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に早坂君、副委員長に羽賀君であります。

以上で委員長、副委員長の報告を終わります。

#### ◎日程第15 会議案第1号

○議長(熊林和男君) 日程第15、会議案第1号 議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

事務局長に会議案の朗読をさせます。

○事務局長(河合高弘君) 会議案第1号 議会広報特別委員会の設置について。

由仁町議会委員会条例第5条第1項の規定によって、議会広報特別委員会を設置する。

令和3年5月17日提出。提出者、由仁町議会議員、羽賀直文、賛成者、由仁町議会議員、大竹登。

「記載省略」

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

本会議案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これより採決を行います。

会議案第1号 議会広報特別委員会の設置については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまの議会広報特別委員会設置議決により、これより引き続き議会広報特別委員会委員の指名を行います。

委員会条例第7条第4項及び会議規則等運用例第66条第1項の規定により、委員の選任はあらかじめ議長が調整の上、会議に諮って指名することとなっておりますので、議長において委員会構成について一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において委員会構成することに決定をいたしました。

議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、大島君、羽賀君、早坂君、加藤君、平中君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5名を議会広報特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時29分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会広報特別委員会において委員長及び副委員長の選出が行われ、その結果が議長の元に参りましたので、報告いたします。

議会広報特別委員会委員長に大畠君、副委員長に平中君であります。

以上で委員長、副委員長の報告を終わります。

◎日程第16 議席の変更指定について

○議長（熊林和男君） 日程第16、議席の変更指定を行います。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更指定をいたします。会議規則等運用例第9条の規定により、副議長席は9番、議長席は10番と決まっておりますので、1番から8番までを指定いたします。

各議員の議席番号と議員名を局長に朗読させます。

○事務局長（河合高弘君） 議席の変更指定を申し上げます。

1番、大畠敏弘議員、2番、羽賀直文議員、3番、早坂寿博議員、4番 加藤重夫議員、5番、浮田孝雄議員、6番、佐藤英司議員、7番、平中利昌議員、8番、大竹登議員。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） ただいま朗読しましたとおり、議席の指定をいたします。

議席につきましては、次に招集される議会からただいま指定の席にご着席願います。

◎日程の追加

○議長（熊林和男君） 休憩中に先ほど決定した議会運営委員会委員長から議会運営委員会の閉会中の審査の申出がありました。

議会運営委員会の閉会中の審査についてを日程に追加し、追加日程第19として直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の審査についてを日程に追加し、追加日程第19として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎追加日程第19 議会運営委員会の閉会中の審査について

○議長（熊林和男君） 追加日程第19、議会運営委員会の閉会中の審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の審査に付することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（熊林和男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和3年由仁町議会第3回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎閉会 午前11時39分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長                    熊 林 和 男

7 番議員              大 竹            登

8 番議員              佐 藤 英 司